



# 金 沢 市 公 報

号外第9号の4

平成31年(2019年)3月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市援護規則の一部を改正する規則	
●規 則		( " )	7
○金沢卯辰山工芸工房条例施行規則の一部を改正する規則 (文化政策課)	1	○金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則 (福祉総務課)	8
○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (産業政策課)	3	○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 ( " )	11
○金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (公設花き地方卸売市場事務局)	3	○高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康政策課)	12
○金沢市社会福祉事務所処務規則の一部を改正する規則 (福祉総務課)	4	○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	13
○金沢市民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )	4	○金沢市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則 (医療保険課)	13
○金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活支援課)	4		

## 規 則

金沢卯辰山工芸工房条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第19号

金沢卯辰山工芸工房条例施行規則の一部を改正する規則

金沢卯辰山工芸工房条例施行規則(平成元年規則第54号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「工芸工房」を「金沢卯辰山工芸工房(以下「工芸工房」という。)」に、「展示資料等」を「工芸資料等」に改める。

第5条を次のように改める。

#### 第5条 削除

第5条の2を削る。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

## 金沢卯辰山工芸工房使用申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所  
氏 名

金沢卯辰山工芸工房を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 工房棟 ( <input type="checkbox"/> 陶芸 <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 漆芸 <input type="checkbox"/> 染 <input type="checkbox"/> 金工 ) <input type="checkbox"/> 交流棟 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
備 考	

備考

- 1 使用期間には、準備及び原状に復する期間が含まれます。
- 2 該当する□の中にもレ印を付けてください。

様式第3号(第7条関係)

収 第 号  
年 月 日

## 金沢卯辰山工芸工房使用承認書

住 所  
氏 名 様

金沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった金沢卯辰山工芸工房の使用について、次のとおり承認します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 工房棟 ( <input type="checkbox"/> 陶芸 <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 漆芸 <input type="checkbox"/> 染 <input type="checkbox"/> 金工 ) <input type="checkbox"/> 交流棟 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
条 件	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第20号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第21号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則  
金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第22号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1項中「100分の8」を「100分の10」に改める。  
第33条中「関連事業者市場使用料月額（）」を「条例第71条第2項の規定により算定する関連事業者市場使用料から」に、「額）」を「額の月額）」に改める。  
第37条第1項中「108分の100」を「110分の100」に改める。  
第73条第1項中「の規定による使用料」を「に規定する規則で定める額）」に改める。  
第75条第1号中「卸売金額」の次に「(せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。）」を、「相当する額」の次に「に消費税等相当額を加えた額）」を加え、同条第2号中「販売金額」の次に「(消費税等相当額を除いた金額をいう。）」を、「相当する額」の次に「に消費税等相当額を加えた額）」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第73条関係）

種 別	金 額 ( 月 額 )
卸売業者市場使用料	当該月の卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る金額をいう。）の1,000分の3に相当する額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下「卸売業者売上高割使用料」という。）及び卸売場面積1平方メートルにつき 490円
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第50条第2項ただし書の規定に基づき買い入れた物品の当該月の販売金額（消費税等相当額を除いた金額をいう。）の1,000分の3に相当する額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下「仲卸業者売上高割使用料」という。）及び仲卸売場面積1平方メートルにつき 1,350円
関連事業者市場使用料	関連事業売場面積1平方メートルにつき 1,440円
事務所使用料	事務所の面積1平方メートルにつき 1,440円
保冷施設使用料	保冷施設一式 100,600円
苗物保管施設使用料	苗物保管施設の面積1平方メートルにつき 190円
摘要	使用料の額を算定する基礎となる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 (1) 卸売業者市場使用料 卸売業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単価から算定した額を加算した額 (2) 仲卸業者市場使用料 仲卸業者売上高割使用料に、面積に係る使用料単価から算定した額を加算した額

(3) その他の使用料 この表により算定した額

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の改正規定は、前年度の卸売金額を平成31年10月1日前のせり売若しくは入札又は相対取引に係る金額を用いて算定する場合には、適用しない。

金沢市社会福祉事務所処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第22号

金沢市社会福祉事務所処務規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉事務所処務規則（昭和30年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「福祉総務課」を「地域長寿課」に、「長寿福祉課、こども政策推進課及び障害福祉課」を「介護保険課及び障害福祉課並びにこども未来部子育て支援課及び保育幼稚園課」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第23号

金沢市民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市民生委員の定数を定める条例施行規則（平成26年規則第61号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,105人」を「1,125人」に改める。

附 則

この規則は、平成31年12月1日から施行する。

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第24号

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（保証人を立てない場合の利率）

第6条の2 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

第8条中「借入申込者及び連帯保証人」を「借受決定者（保証人を立てる場合は、当該借受決定者及び保証人）」に改める。

第15条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（氏名等の変更の届出）」を付し、同条ただし書中「同居の親族又は連帯保証人」を「当該借受人の遺族（保証人を立てている場合は、当該借受人の遺族又は保証人）」に改める。

第16条に見出しとして「（雑則）」を付する。

様式第1号の2中 「

半年賦
-----

」 を 「

年賦	半年賦	月賦
----	-----	----

」 に、

建	物
負	傷

 を 

建	物
負	債

 に、

「カ月」を「か月」に、「本だな」を「本棚」に、「食器戸だな」を「食器・戸棚」に、「茶ぶ台」を「ちゃぶ台」に、「電気洗たく機」を「電気洗濯機」に、「電気掃じ機」を「電気掃除機」に、「借入れたく」を「借り入れたく」に、

「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 保証人を立てる場合は、連帯保証人欄に必要な事項を記載し、記名押印してください。

様式第2号中「半年賦」及び「年3パーセント」を削り、「ご持参なさるもの」を「お持ちいただくもの」に、「保証人」を「連帯保証人」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号中「申し込み」を「申込み」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号中「年3%」及び「半年賦」を削り、「支払い」を「支払」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 保証人を立てる場合は、連帯保証人欄に必要な事項を記載し、記名押印してください。

様式第6号中「下記」を「次」に、「あて先」を「宛先」に改め、「半年賦」を削り、「カ月」を「か月」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 保証人を立てている場合は、連帯保証人欄に必要な事項を記載し、記名押印してください。

様式第7号中「カ月」を「か月」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8号に備考として次のように加える。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第9号中「あて先」を「宛先）金沢市長」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 保証人を立てている場合は、連帯保証人欄に必要な事項を記載し、記名押印してください。

様式第10号に備考として次のように加える。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11号中「申し出」を「申出」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第12号中「半年賦」を削り、「保証人」を「連帯保証人」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 保証人を立てている場合は、連帯保証人欄に必要な事項を記載してください。

様式第13号中

「	合 計	円	
償還を免除した額	元 金	円	を
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	利 子	円	」

「償還を免除した額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円 に、
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元 金	円
	利 子	円」

「10.75%」を「5%」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第14号中「10.75%」を「5%」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、前項の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。なお、同項の審査請求をした場合には、処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前2項の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前2項の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第15号中「同居の親族」を「借受人の遺族」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 保証人を立てている場合は、連帯保証人欄に必要な事項を記載してください。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の2の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

金沢市援護規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第25号

金沢市援護規則の一部を改正する規則

金沢市援護規則（昭和32年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「又は高額医療費」を削る。

別記様式（その1）及び（その2）中「あて先」を「宛先」に改める。



別記様式(その4)を次のように改める。

別記様式(その4) 削除

別記様式(その5)中「あて先」を「宛先」に、「援護申込者」を「申請者」に、「よる、」を「より」に、「そえ」を「添え」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第26号

金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の一部を改正する規則

金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則(昭和52年規則第55号)の一部を次のように改正する。

第4条中「社会福祉施設」の次に「(社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業の用に供する施設又は同条第3項第2号に掲げる保育所を経営する事業、同項第2号の2に掲げる幼保連携型認定こども園を経営する事業若しくは同項第11号に掲げる隣保事業の用に供する施設であって、市長が別に定めるものに限る。以下同じ。)」を加える。

第5条中「又は融資を受けること」を「若しくは融資又は利子補給金の交付を受けること」に、「又は融資を受ける額」を「若しくは融資を受ける額又は当該利子補給金の対象となる事業費の額」に改める。

第6条中「3年」を「10年」に改める。

第8条第1項中「超える場合にあっては20年以内」を「超え50,000,000円以下の場合にあっては20年以内とし、50,000,000円を超える場合にあっては30年以内」に改め、同条第2項中「とする」を「と、「30年」とあるのは「25年」とする」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、貸付金の額が50,000,000円を超える場合であって、第6条ただし書の規定の適用を受けない場合は、貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)の申請により、第1項に定める期間内において、貸付けの日から起算して3年以内の据置期間を設けることができる。

第9条第1項中「貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)」を「申請者」に改める。

様式第1号を次のように改める。



様式第1号(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

所在地  
名 称  
代表者

㊞

金沢市社会福祉施設整備等資金貸付申請書

金沢市社会福祉施設整備等資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 借入れ申請額      金                      円
- 2 借入れの理由
- 3 借入れ希望期日
- 4 償還予定期間      年から              年まで
- 5 据置期間              年から              年まで

連帯保証人の承諾書

上記に関する連帯保証を承諾する。

年 月 日

住 所

住 所

氏 名

㊞

氏 名

㊞

住 所

氏 名

㊞

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第9条関係)

貸 付 金 償 還 計 画 表

申請者

	償 還 年 月	償 還 金 額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
計		
償還金の財源に関する説明		

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第10条関係)

金沢市指令収 第 号  
年 月 日

様

金沢市長 印

金沢市社会福祉施設整備等資金貸付決定通知書

年 月 日付で借入れ申請のあった資金貸付けについては、次のとおり決定したので通知します。

承 認		不 承 認
金 額		理 由
償 還 期 間		
据 置 期 間		
備 考		

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)は、平成31年4月1日以後に決定する貸付けについて適用し、同日前に決定した貸付けについては、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に改正前の金沢市社会福祉施設整備等資金貸付規則の規定に基づき貸付けを受けている者に係る改正後の規則第6条の規定の適用については、この規則の施行の日以後3年を経過する日(この日までに新たな貸付けを受ける場合は、当該貸付けを受ける日)までの間は、なお従前の例による。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第27号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第11項各号列記以外の部分中「以下」の次に「この表において」を加え、同項第1号中「額(以下)及び「除く。以下」の次に「この表において」を加える。

別表第2の備考第7項第2号中「(昭和39年法律第129号)」の次に「第6条第6項」を加え、同備考に次の2項を加える。

10 世帯の階層区分の認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなし、その者の前年の所得(地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下この表において同じ。)が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額以下である子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。))を有するもの(次号に掲げる者を除く。)

(2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

11 前項の規定により寡婦とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所

得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号に該当する場合にあっては26万円を、同項第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号に該当する場合にあっては27万円を、同項第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

別表第3の備考に次の2項を加える。

7 世帯の階層区分の認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下この表において同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。））を有するもの（次号に掲げる者を除く。）

(2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

8 前項の規定により寡婦とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号に該当する場合にあっては26万円を、同項第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号に該当する場合にあっては27万円を、同項第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

別表第4の備考第9項第2号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の次に「第6条第6項」を加え、同備考中第13項を第15項とし、第10項から第12項までを2項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の2項を加える。

10 世帯の階層区分の認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第313条第1項に規定する所得の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下この表において同じ。）が同法第295条の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱うものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下この表において「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族である者を除く。以下この表において同じ。））を有するもの（次号に掲げる者を除く。）

(2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

11 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号又は第3号に該当する場合にあっては26万円を、同項第2号に該当する場合にあっては30万円を控除するものとし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、同項第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第2から別表第4までの規定は、平成30年7月分からの徴収金について適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第28号

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和45年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書中「受けた受給者」の次に「(母子家庭の母及び父子家庭の父を除く。)」を加え、「条例第2条の2第2項の指定医療機関等」を「指定療養機関等」に改める。

第4条の2第1項第2号ア中「又は診療所に」を「診療所その他の療養機関(薬局を除く。以下このアにおいて同じ。)に」に、「又は診療所ごと」を「診療所その他の療養機関ごと」に改める。

(子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 子育て支援医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第49号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「又は診療所に」を「診療所その他の療養機関(薬局を除く。以下この号において同じ。)に」に、「又は診療所ごと」を「診療所その他の療養機関ごと」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び第2条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成31年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第29号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第19条の5の次に次の1条を加える。

(指定事業者等の業務管理体制届出書等)

第19条の5の2 法第51条の2第2項及び第4項の規定による届出は、業務管理体制整備等届出書(様式第11号の5)によるものとする。

2 法第51条の2第3項の規定による届出は、業務管理体制に係る届出事項の変更届出書(様式第11号の6)によるものとする。

様式第11号の5及び様式第11号の6中「第19条の16」を「第19条の5の2、第19条の16」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第30号

金沢市国民健康保険条例施行規則等の一部を改正する規則

(金沢市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市国民健康保険条例施行規則(昭和34年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6号様式その3中

業	務	帳	票	年	度	年	度	分	記	号	番	号

を

業	務	帳	票	年	度	年	度	分	記	号	番	号

に、「あて先」を「宛先」に改める。

(金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4号様式その3第1葉中

業務コード	帳票	年度	年度分	整理番号				(枝番)

を

業務コード	帳票	年度	年度分	整理番号				(枝番)

に改める。

（金沢市介護保険規則の一部改正）

第3条 金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第35号その1中

業務	帳票	年度	年度分	被保険者番号			

を

業務	帳票	年度	年度分	被保険者番号			

に、「あて先」を「宛先」に改め、同

様式その2中

業務	帳票	年度	年度分	被保険者番号			

を

業務	帳票	年度	年度分	被保険者番号			

に改める。

（金沢市後期高齢者医療に関する規則の一部改正）

第4条 金沢市後期高齢者医療に関する規則（平成20年規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中

業務	帳票	年度	年度分	被保険者番号			

を

業務	帳票	年度	年度分	被保険者番号			

に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成31年(2019年)3月29日 印刷  
平成31年(2019年)3月29日 発行  
定価 120円

発行人 発行所 印刷所  
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄